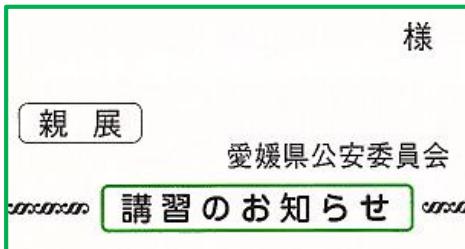




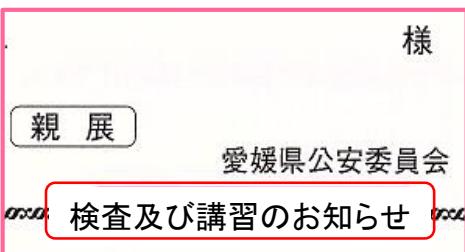
更新時 の「お知らせ」はがき

更新時の「お知らせ」はがきは、更新期間満了の日の約6か月前に発送しています。 ★年齢は「更新期間満了日に何歳か」です。

◆ **70～75歳未満**の方は、「**講習のお知らせ**」のはがきが届いたら、自動車教習所に連絡し、**高齢者講習の予約**をして講習を受講してください。



◆ **75歳以上**の方は、「**検査及び講習のお知らせ**」のはがきが届いたら、希望する自動車教習所に連絡し、
一定の違反がある方は、運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習
違反がない方は、認知機能検査及び高齢者講習
の**予約**をして受検・受講してください。



運転技能検査を受ける必要がある方は、はがき2ページ目の
「1 必要な検査及び講習」の箇所に、
(3)運転技能検査等
と表示されています。

◎ 運転免許証等の更新手続きまでに、上記の講習等を自動車教習所で受講・受検してください。

※マイナ免許証1枚持ちの方は、自動車教習所で免許情報を確認する際に、マイナ免許証作成時に警察で設定した4桁の暗証番号が必要ですので、必ずご用意してください。暗証番号を忘れた方は、事前に最寄りの警察署交通課に出向いて確認をしてください。

★自動車教習所は大変込み合っていますので、早めの予約をお願いします。

※はがきの発送先は、運転免許証等に記載されている住所です。

※運転免許証等の住所変更をしていない方は、はがきが届かないことがあります。

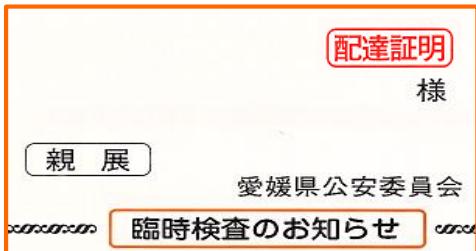
届かない場合は、警察本部 運転免許課 安全運転支援係 まで連絡をしてください。 (089-934-0110)



臨時 の「お知らせ」

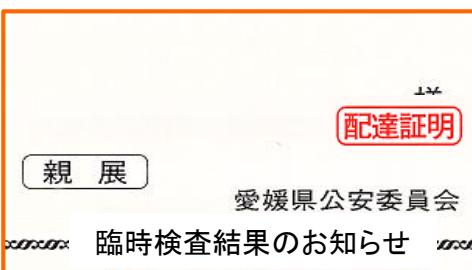
75歳以上の方で、特定の交通違反（事故）をした方に、**配達証明付き**の郵便で発送しています。

- ◆ 「**臨時検査のお知らせ**」のはがきが届いたら、検査を希望する自動車教習所に連絡し、**臨時の認知機能検査を予約**して検査を受検してください。
- ◎ **はがきを受領してから1か月以内に受検しなければならないため、予約時は「臨時」であること及びはがきの受領日を伝えてください。**



(例) 受領日が8/1の場合は、9/1までに受検

- ◆ 「**臨時高齢者講習**」は、**臨時認知機能検査を受検した方全員に受講義務があるわけではありません。** 【臨時 認知機能検査・高齢者講習の流れ 参照】
「**臨時検査結果のお知らせ**」の**封書**が届いたら、内容をよく確認して、「**臨時高齢者講習**」の**受講に該当**していれば、自動車教習所に連絡し、**臨時高齢者講習を予約**して**講習を受講**してください。
- ◎ **封書を受領してから1か月以内に受講しなければならないため、予約時は「臨時」であること及び封書の受領日を伝えてください。**



(例) 受領日が8/1の場合は、9/1までに受講

「臨時高齢者講習」受講該当以外の方は、**検査だけで終了**です。

※マイナ免許証1枚持ちの方は、自動車教習所で免許情報を確認する際に、マイナ免許証作成時に警察で設定した4桁の暗証番号が必要ですので、必ずご用意してください。暗証番号を忘れた方は、事前に最寄りの警察署交通課に出向いて確認をしてください。

「運転免許等更新連絡書」のはがきについて



運転免許証等の更新手続きは、誕生日の前後1か月の2か月間です。

「**運転免許等更新連絡書**」のはがきは、誕生日の40日前に、警察本部 運転免許課 管理センター係 から発送しています。発送住所は、発送時の運転免許証等住所です。

はがきが届かない場合については、警察本部 運転免許課 管理センター係まで連絡してください。

(089-934-0110)